

和田肇・脇田滋・矢野昌浩 編著

## 『労働者派遣と法』

本庄 淳志

(静岡大学人文社会科学部法学科准教授)

本書は、労働者派遣をめぐる立法動向に加えて、違法派遣のケースでの法律関係が問題となったパナソニックプラズマディスプレイ（パスコ）事件最高裁判決やその後の裁判例の分析、外国の制度紹介など、労働者派遣をめぐるテーマを広く扱う研究書である。

第1章では、派遣法の制定・改正経緯が紹介される。第2章では、労働者派遣法の理論課題として、たとえば職安法44条と派遣法との適用関係（第1節）や労働者派遣の法構造（第2節）、労働組合法における派遣先企業の使用者性（第7節）など、労働者派遣をめぐる基本的な論点、および実務上の新たな紛争が増大しつつある論点が検討される。第3章では裁判例が分析されており、上記の最高裁判決を批判的に検討するとともに、同事件の前後で「黙示の労働契約」をめぐる争われた下級審裁判例にとどまらず（第1節）、重要裁判例として、労働者派遣をめぐる裁判例が広く検討されている（第2節）。続く第4章では、労働者派遣に対して比較的に厳格な規制を有するドイツ、フランス、韓国の法制度が紹介され、第5章で、労働者派遣の法規制について総括的に検討されている。

本書は、研究者と弁護士の高人数によって執筆されたものであるが、執筆者間では、労働者派遣を不安定雇用の象徴とみて、直接雇用こそが雇用の原則であるとの価値観が共有されるとともに、こうした直用主義には法制度上も根拠があるとする点で一致している。この直用主義の立場は、立法論はもちろん解釈論にも投影され、派遣的就労は特別な要件のもとでのみ認められるべきで、そうでない場合には



●日本評論社  
2013年6月刊  
A5・416頁・5250円  
(税込)

●わだ・はじめ  
名古屋大学大学院法学研究科教授。  
●わきた・しげる  
龍谷大学法学部教授。  
●やの・まさひろ  
龍谷大学法学部教授。

原則通り直接雇用に戻るべきとの考え方が随所にうかがえる。派遣に対するネガティブな評価を軸として、労働者派遣制度そのものに対する批判を多角的に示す点に、本書の最大の特徴がある。

もともと、こうした結論面での一貫性とは別に、そもそも法的になぜ労働者派遣を例外視しなければならないのかという根拠面、そして、仮に例外視することが妥当であるとして、その法的効果をどのように考えるかという規範内容の面では、執筆者間で相当にニュアンスが異なっている。たとえば本書の中核をなす直用主義の法的根拠づけについても、職安法44条や労基法6条に加えて、民法623条や625条、さらには憲法の人権条項にまで根拠を求める立場があるかと思えば（第2章第1節）、そのすぐ後では、「憲法上の要請とまではいえないにしても、戦後労働法の出発点をなした基本原則であり……その後の諸立法の解釈に際しても十分に尊重」すべきと、相当にトーンダウンして、いわば解釈準則であるかのようなマイルドな立場も示されている（第2節）。このような立場の違いが随所にみられる結果、本書は、「派遣」を共通テーマとする論文、判例評釈の集積として多様な論点を扱う意欲的な研究書という面がある一方で、テーマの細分化もあってか、それぞれが散発的な問題提起、判例評釈、外国法紹介の域を出ないものとなっており、評価を難しくしている（第5章も、労働者派遣制度に対する執筆者個人の総括であって本書の総括という

位置づけではない)。たとえば、裁判例分析（第3章）、外国法研究（第4章）なども、それぞれの立場を総括したうえで現行制度の特徴や問題点を一貫して論じられていたならば、本書の研究書としての価値は飛躍的に高まっていたように思われる。また、派遣労働者としての保護をめざす論考も一部で見られるものの（第2章第2節など）、本書の大部分は、直用重視のドグマにとらわれ、かえって、現実に広がる間接雇用としての保護を志向しない（軽視する）結果となっていないかとの疑問もある。

とはいえ、本書に収録された論考の多くは、労働者派遣に対してネガティブな立場で一貫して論陣を張る代表的な執筆者によるものであり、労働者派遣制度がめまぐるしく変遷しているなかで、現時点でそれぞれの考え方が1冊に集約されていること自体に高い価値がある。労働者派遣をめぐる歴史的な流れをふまえて、現在の法制度や裁判例を批判的に分析する本書は、今後の労働者派遣制度のあるべき姿を検討するうえでも、立場の違いを超えて必読のものといえよう。